

耐震補助申請チェックリスト

下記の項目を確認していただき、右の欄にチェックを記入してください。ひとつでも当てはまらない項目がある場合は対象となりません。（※印の項目を除く。）

1	個人所有の住宅である。	
2	昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された住宅で、昭和 56 年 6 月以降に増築していない。	※
3	木造 2 階建て以下の一戸建て住宅又は併用住宅（住居部分の延床面積が 2 分の 1 以上）である。	
4	在来軸組工法により建築された住宅である。	
5	診断結果が判明する前に、建築確認申請を行っていない。	
6	耐震診断の結果、耐震性が無いと判断された。（上部構造評点の最小値が 1.0 未満） （診断が完了している場合に限る）	※
7	申請者は、対象住宅の所有者、又は所有者の 3 親等以内の親族である。	
8	申請者は対象事業の契約者である。	
9	事業の実施等について、所有者全員の同意が得られている。（申請者と所有者が異なる場合に限る）	※
10	国税、都道府県税、市区町村税に滞納がない。（申請者と所有者が異なる場合、所有者を含む）	
11	来年 2 月末までに事業が完了する。	
12	事業について、契約を行っていない、着手していない。	
13	耐震診断を実施する（した）耐震診断士は、県建築士事務所協会が主催する「木造住宅の耐震診断と補強方法講習会」の受講修了書の交付を受けた建築士である。	
14	住宅の設計、工事監理は建築士が行う。（診断のみの場合を除く）	※
15	交付決定通知から 60 日以内に着手（契約）する。	
16	既存の住宅と同一敷地内での建替えである。（建替えの場合に限る）	※
17	建替え後の住宅は省エネ法に基づく省エネ基準（法第 2 条第 3 号の建築物エネルギー消費性能基準）に適合する。（建替えの場合に限る）	※
18	国や県で実施している他の補助金を受けていない、受ける予定はない または、受けている、受ける予定がある場合はその制度名 ()	※